

運輸安全マネジメント導入に係るよくある質問事項(海事版)

問1. 「安全管理規程の作成・届出」、「安全統括管理者及び運航管理者の選任・届出」及び「安全情報の公開」の義務付けは、どのような事業者が対象となるのですか。

答1. 「安全管理規程の作成・届出」、「安全統括管理者及び運航管理者の選任・届出」及び「安全情報の公開」の義務付けは、以下の事業者が対象となります。

(海上運送法)

- ・一般旅客定期航路事業者(法3)
- ・特定旅客定期航路事業者(法19の3①)
- ・人の運送をする貨物定期航路事業者(法19の5①)
- ・人の運送をする不定期航路事業者(法20②)
- ・旅客不定期航路事業者(法21①)

(内航海運業法)

法第3条第1項の登録を受けた内航海運業者(船舶の貸渡しをする事業のみを行うものを除く。)全て

なお、

- ・「内航海運業法に基づく船舶の貸渡しをする事業のみを行うもの(オーナー専業事業者)」については、法律上、何らの義務・責務も課されません。
- ・「海上運送法に基づく外航貨物航路事業者」及び「内航海運業法に基づく届出事業者(船舶の貸渡しをする事業のみを行うもの(オーナー専業事業者)を除く)」については、「輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない」とする責務のみが新たに課されます。

問2. 運輸安全マネジメントを実施するために、我が社では具体的にいつからどのような事を行う必要があるのですか。

答2. 運輸安全マネジメントを実施するために、今般、海上運送法及び内航海運業法が改正され、本年10月1日から施行され、輸送の安全性の向上に関する責務規程が課せられています。

この他、海上運送法においては、許可を受け又は届出を行った事業者全て及び内航海運業法においては、登録を受けた内航海運業者(船舶の貸渡しをする事業のみを行うものを除く。)においては、「安全管理規程」の作成及び届出、「安全統括管理者」及び「運航管理者」の選任及び届出の義務付けがされおり、本年末までに地方運輸局長に提出する必要があります。

また、事業者は、「安全管理規程、安全方針及び安全重点施策の内容(海上運送法に限る)」については随時、安全確保命令を受けた場合は、「当該命令の内容、講じた措置及び講じようとする措置」について、命令を受けた後遅滞なく公表することが義務付けられましたので、ホームページの活用等により公表しなければなりません。

問3. 運輸安全マネジメントとは何ですか。また、具体的にどのようなことを実施すればいいのですか。

答3. 安全管理規程の作成義務付け事業者等においては、経営トップから現場までが、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上を図るため、

- ①安全方針を策定する(Plan)
- ②安全方針に基づく安全対策を現場において実施する(Do)
- ③安全対策の実施状況等をチェック(評価)する(Check)
- ④①で定めた方針を適切に見直す(Act)

という手順を継続的に繰り返し、輸送の安全のレベルアップを図るといって「運輸安全マネジメント」を実施する体制を構築し、実施しなければなりません。

具体的には、安全マネジメントを実施するため、以下の事項を継続的に行うことで輸送の安全性の向上に努めなければなりません。

- ①社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと等を内容とする輸送の安全に関する基本的な方針を策定する(安全方針)
- ②①の基本的な方針に基づき、事業者が達成したい成果として具体的な目標を定め、当該目標を達成するために必要な計画を作成する(安全重点施策)
- ③運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上内部監査その他の輸送の安全に関するチェックを実施する(内部監査)
- ④③のチェックの結果等を踏まえ、輸送の安全の確保のための必要な方策を検討し、是正措置又は予防措置を講ずる(見直しと継続的改善)

また、運輸安全マネジメントの実施に当たり、

- ①現業実施部門との意見交換等による双方向の情報の共有及び伝達や事故、災害等における報告連絡体制の整備
- ②運輸安全マネジメントの効果的な実施に資する人材の育成のための教育及び研修の実施等を行う必要があります。

問4. 運輸安全マネジメントを実施する必要性とメリットを教えてください。

答4. 現行の運航管理制度の下では、

- ①営業優先で利益を重視するトップが運航管理者の意見を尊重しない例、運航管理者の意欲や能力が停滞している例等安全対策の不徹底がみられる
- ②安全対策の水準は経営トップの安全意識に大きく左右される中で、安全対策を運航管理者任せとする等、企業全体として輸送の安全の確保に取り組む体制が十分でないこと等が見られます。

このため、経営トップ自らがリーダーシップをとり、輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善(いわゆるPDCAサイクル)を活用する運輸安全マネジメントを実施することとしました。

輸送の安全の確保に継続的に努力することは当然のことではありますが、一般的に、企業が法令遵守等を行わない場合において、社会からの非難を浴びることとなり、会社として法令遵守により輸送の安全性の向上に努めていることを自ら示すことが、社会的評価の向上にもつながります。

問5. 安全方針はどのようなものを定め、その周知はどのような方法をとればよいのですか。また、安全方針も届出を行うのでしょうか。

答5. 安全方針について、「ガイドライン」では、事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念として、「経営トップは、安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、事業者内部へ周知する。」とされており、経営トップの責任で決定し文書にすることが求められています。

この安全方針には輸送の安全の確保を的確に図るため、少なくとも「関係法令等の遵守と安全最優先の原則」及び「安全マネジメント態勢の継続的改善等の実施」に係る事項を明記することとされています。

また、これらの内容については、そのまま安全方針に記載することを求めているのではなく、社内において馴染みがあり、広く周知されている平易な言葉に置き換え、安全方針に関係する要員に理解しやすく書き換えて差し支えありません。「安全方針〇箇条」といった箇条書き形式でも結構ですし、簡潔な一文で述べることも結構です。

なお、周知の方法としては、次のような方法が一般的に考えられますが、効果的な方法であれば何でも結構です。

- ① 掲示：社長室、従業員食堂、職場内掲示板
- ② 社内通信：社内報、Eメール
- ③ 会議等の活用：経営会議、社内横断的会議、各現場におけるミーティング

安全方針については、届出義務の対象ではありませんが、安全管理規程に参考として添付して頂けると望ましいと思われれます。

問6. 安全重点施策としてはどのようなものを定めればよいのですか。また、安全重点施策も届出を行うのでしょうか。

答6. 安全方針は、いわば目標を指し示すが、これに対して、安全重点施策は、安全方針に到達する過程における一時到達点を表します。言い換えると安全方針は「山頂」であり、安全重点施策は山頂に至る過程の「峠」ともいえます。

安全重点施策については、その内容を定めるにあたって、以下の内容が含まれるように留意して下さい。

- ① 安全方針に基づいていること。
- ② 施策の達成状況が評価できること。
- ③ 過去の安全重点施策の実施結果(達成度)や事故の発生状況について配慮されていること。
- ④ 策定(安全方針を含む)する際には現場における課題等を反映したさせること。

具体的なイメージについては、改正海上運送法・内航海運業法説明会資料を参照してください。

安全重点施策については、届出義務の対象ではありませんが、安全管理規程に参考として添付して頂けると望ましいと思われれます。

問7. 安全管理規程とは、どのようなものを策定すればよいのですか。

答7. 安全確保の取り組みを体系的・効果的に行うようにするため、「安全管理規程」の作成が義務付けられました。「安全管理規程」では、具体的に、

- ① 輸送の安全を確保するための基本的方針、法令遵守事項等の事業の運営方針

②輸送の安全を確保するための組織体制、経営の責任者の責務等の事業の実施及びその管理の体制

③輸送の安全を確保するための情報の伝達・共有、内部監査等の事業の実施及びその管理の方法

④安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任に関する事項

等に関し必要な内容を定めることとしており、詳細については、「安全管理規程(例)」を作成していますので、ご参照下さい。

なお、安全管理規程の作成にあたっては、海上運送法及び内航海運業法施行規則に定める事項を完備し、かつ、「安全管理規程(例)」及び「安全管理規程に係るガイドライン」等の趣旨に則り、形式にこだわることなく、その事業の規模・態様等に最も応じた内容を経営トップの主体的関与により、各事業者の自主性が最大限発揮できるよう作成して下さい。

問8. ISMコードと安全管理規程とは制度的に重複しているのではないかと。また、ISMコード取得事業者の適用はどうか。

答8. 国際海運の分野で実施されているISM制度は、船舶運航にかかるマネジメント態勢の構築に関し、国際航海に従事している船舶、事業所に対して強制的に適用されているものであり、一部の内航事業者では任意にISMを取得されていることを承知しております。

今回導入する安全管理規程に係る制度は、関係事業法に基づき義務付けられるものであり、その対象事業者は、事業法の法令要求事項を満足した安全管理規程の作成、届出が求められます。

安全管理規程は、既存のISMで言う安全管理(セーフティマネジメント)マニュアル(SMM)に法令要求事項を織り込んだ文書としても差し支えなく、また、法令要求事項を満足した安全管理規程を新たに作成しても差し支えありません。この点については事業者判断を委ねることとなります。

問9. 安全管理規程と運航管理規程は、どのように違うのでしょうか。

答9. これまでの「運航管理規程」は、運航管理業務の実施の基準・手続を運航管理規程の形で標準化させ、運航管理者を責任者とする体制での確実な実施を行うため、船舶の運航管理の組織等について義務付けを行ってまいりました。

「安全管理規程」は、経営トップ自らが輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、全社的に輸送の安全の確保に関する取り組むべき事項を定めたもので、輸送の安全を確保するための組織管理を実施・維持のため、これらの取り組みを記載した一覧性を持った文書となります。

概念上は「安全管理規程」が上位規程として、従来の「運航管理規程」はその体系に含まれるものになりますが、海事分野においては、一覧性をより持たせるため、「安全管理規程」に従来の「運航管理規程」の内容も含む形式にして一本化を行ってまいります。

今回新しく作成義務付けされた「安全管理規程」は、従来の「運航管理規程」の内容に加え、輸送の安全に係る事業の運営の方針等を追加し、安全マネジメント体制を確立、実施、維持するための規程の整備を併せて盛り込んだ発展拡大した内容となっています。

問10. 安全統括管理者はどのような責務があるのですか。

答10. 安全統括管理者の責務については、次のとおりです。

① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- ⑥ 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、事故防止その他の安全対策について必要な改善措置を講じること。
- ⑦ 運航管理が適正に行われるよう、運航管理者を統括管理すること。
- ⑧ 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- ⑨ その他、輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

問11. どのような人が安全統括管理者になれるのですか。また、地方運輸局長が同等以上と認める者とはどのような人ですか。

答11. 安全統括管理者の資格要件は、「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者」であることのほか、「安全に関する業務の経験の期間が通算して3年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認められた者」であることとされています。

このうち、「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者」には、具体的には、以下の者が該当します。

- ①株式会社及び有限会社の場合には、取締役である者
- ②株式会社又は有限会社以外の形態の事業者の場合には、当該事業者内における取締役会相当会議又は日常的に行われる事業運営上の重要な事項を決定する会議において、安全管理規程に定める安全統括管理者の職務(安全に関する報告等)を行う権限を有する者
- ③個人事業の場合は、事業主である者

また、「安全に関する業務の経験の期間が通算して3年以上である者」とされる条件における「安全に関する業務」には、具体的には、以下の業務が該当します。

- ①海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理者又は運航管理員(運航管理補助者)
- ②船長又は乗組員
- ③船舶の運航管理に関する業務(海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理者の資格要件を有していると認められる者を含む)
- ④ISMコードの管理責任者又は安全管理組織の要員
- ⑤その他「安全マネジメント体制の確立、実施、維持」に相当する業務(運航計画、設備計画、投資計画、人員計画等の作成業務等の管理的業務(輸送の安全に係る予算、人事を担当している者も含む))

なお、「安全に関する業務の経験の期間が通算して3年未満である者」であっても、現に、海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理者又はISMコードの管理責任者については、「地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認められた者」として扱うこととしています。

問12. 安全統括管理者と運航管理者の併任は可能でしょうか。また、小規模事業者の場合、社長との兼務も可能でしょうか。

答12. 安全統括管理者は、安全統括管理者及び運航管理者の各要件に適合するのであれば、運航

管理者と兼務しても差し支えありません。

また、小規模事業者においては社長との兼務についても差し支えありません。

問13. 安全管理規程設定届出、安全統括管理者選任届出及び運航管理者選任届出書はいつまでに届け出ればよいのですか。また、安全管理規程を新たに提出する際、「運航管理規程の廃止届」や「運航管理規程から変更した箇所の明示」は必要ですか。

答13. 法律の施行の際、現に事業を開始している者については、省令の経過措置にあるとおり、同年10月1日(施行日)から3月以内(本年末)までに、安全管理規程設定届出書、安全統括管理者選任届出書及び運航管理者選任届出書を提出して下さい。

また、10月1日以降に事業を開始する者については、事業の開始する日までに、安全管理規程設定届出書、安全統括管理者選任届出書及び運航管理者選任届出書を提出して下さい。

今回の経過措置に伴い安全管理規程を新たに提出する際、「運航管理規程の廃止届」や「運航管理規程から変更した箇所の明示」は必要ありません。ただし、一旦提出した後に変更する場合は、変更した箇所について、新旧の安全管理規程を併せて提出してください。

問14. 安全情報とは何をどのように公表すればよいのですか。また、いつ、どのように公表すればよいのでしょうか。

答14. 海上運送法に基づき安全管理規程の作成等を義務付けられている船舶運航事業者は、安全管理規程の作成・届出後遅滞なく、以下の内容を公表してください。公表の手段は、ホームページへの掲載や船内・待合所等への掲示等の適切な方法によって行ってください。なお、このうち、企業情報及び個人情報等については、除外していただいて構いません。また、安全管理規程については、適宜、概要版に代えても結構です。

- ・安全管理規程
- ・安全方針
- ・安全重点施策

このほか、海上運送法及び内航海運業法に基づき安全管理規程の作成等を義務付けられている船舶運航事業者は、「輸送の安全確保に関する命令」を受けた場合には、遅滞なく、当該命令の内容並びにこれに基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を公表して下さい。公表の手段は、ホームページへの掲載や船内・待合所等への掲示等の適切な方法によって行ってください。

問15. 国は輸送の安全に関わるどのような情報を公表するのですか。

答15. 運輸安全マネジメントの実施に伴い、国は輸送の安全に関わる情報を毎年度取りまとめ、適切な時期に公表することとしています。

具体的には、現在においても、「輸送の安全確保命令」については、各地方運輸局のホームページへの掲載を行っているところですが、本省のホームページへの掲載により公表を行うこととしています。また、地方運輸局においても管内部分の公表を行っていくこととしております。

なお、公表対象となる行政処分等は、輸送の安全に係るものに限ることとしており、具体的な事例としては、輸送の安全確保命令となります。

また、その他、輸送の安全に重大な関係を有する事項等(個別企業情報は除く)

- ・当該年度に発生した事故及びその特色を示した統計情報
 - ・当該年度に実施した運輸安全マネジメント評価の結果の概括的な情報
- についても公表することを予定しています。

問16. 運輸安全マネジメント評価とはどのようなことをするのですか。

答16. 運輸安全マネジメント評価は、事業者における運輸安全マネジメントの実施状況を国が確認するものであり、具体的には、事前に関係資料を精査するとともに、事業者の本社に立ち入り、社長に対する直接の聴取を含め、経営管理部門を対象として経営トップの安全確保に関する取組状況を聴取することとしており、そのことを通じて安全管理規程の実施状況を確認し、輸送の安全を確保する取り組みについて更なる改善・向上に資する講評・指摘を行うものです。

評価はあくまでも安全管理規程の更なる改善に向けた助言を国が行うことを目的としています。

問17. 評価において運輸安全マネジメントを実施していないことがわかったらどうなるのでしょうか。また、評価の結果は公表されるのですか。

答17. 評価により運輸安全マネジメントが適切に実施されていないことが確認された事業者に対しては、適切な指導を行うことにより改善を促すこととしています。

また、評価の結果の公表については、事業者の安全に関する意識向上を促すものである一方で、事業者の経営に関する機密も含まれること等を勘案し、個別の評価結果の内容を公表することは予定していませんが 当該評価の結果の概括的な情報を取りまとめ、ホームページ等で公表することを考えています。

問18. 評価結果については是正報告の提出が必要になるのでしょうか。

答18. 評価結果については是正報告の義務はありません。